

外国青年招致事業に係る外国青年（国際交流員）任用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月28日

大田市長 **楯野弘和**

#### 大田市規則第4号

外国青年招致事業に係る外国青年（国際交流員）任用規則の一部を改正する規則

外国青年招致事業に係る外国青年（国際交流員）任用規則（平成31年大田市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号から第3号までの規定中「地方公共団体」を「任用団体」に改める。

第15条第2項ただし書中「第4号及び第6号」を「第3号及び第5号」に改め、同条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 別表第1第1号及び第6号の休暇の取得単位は1日とし、第7号から第9号までの休暇の取得単位は1日又は1時間とする。また、別表第2第3号の休暇の期間は、必要に応じて1時間又は1分を単位として取り扱うものとし、別表第3第2号及び第3号の休暇の取得単位は1日又は1時間とする。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

#### 別表第1（第15条関係）

	事由	期間
1	地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、参加者が勤務しないことが相当であると認められるとき	7日の範囲内の期間

	<p>ア 参加者の現居住が滅失し、又は損壊した場合で、当該参加者がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき</p> <p>イ 参加者及び当該参加者と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該参加者以外にはそれらの確保を行うことができないとき</p>	
2	<p>地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により参加者が出勤することが著しく困難であると認められる場合</p>	必要と認められる期間
3	<p>地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、参加者が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	必要と認められる期間
4	<p>参加者の親族（別表第4の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、参加者が葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数の範囲内の期間
5	<p>参加者が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必</p>	<p>結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日ま</p>

	要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	での間の連続する5日の範囲内の期間
6	参加者が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年の5月から10月の期間内において、原則として連続する2日の範囲内の期間
7	参加者が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度において5日（当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内で必要と認められる期間
8	参加者が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	参加者の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日の範囲内の期間
9	参加者の妻が出産する場合であって、その出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日の後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子（大田市職員の勤務時間に関する条例（平成17年大田市条例第35号）第9条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下	当該期間内における5日の範囲内の期間

	<p>同じ。)又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する参加者が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	
<p>1 0</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止において参加者が出勤することが著しく困難であると認められる場合として、次の各号のいずれかに該当する場合</p> <p>ア 検疫法(昭和26年法律第201号)第16条第2項に規定する停留(これに準ずるものを含む。)の対象となった場合</p> <p>イ 検疫法第16条の2第1項又は第2項に基づき、参加者又はその親族が外出しないことその他の新型コロナウイルス感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合(これに準ずる場合を含む。)で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき</p> <p>ウ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、参加者又はその親族が外出しないことその他</p>	<p>必要と認められる期間</p>

<p>の新型コロナウイルス感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき</p> <p>エ 参加者又はその親族に発熱等の風邪症状が見られること等から、療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p> <p>オ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話をを行う参加者が当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	
--	--

別表第2（第15条関係）

	事由	期間
1	生後満1年に達しない子を育てる参加者が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間（男性の参加者にあつては、その子の当該参加者以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家庭裁判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現

		<p>に監護する者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該参加者がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間</p>
2	<p>女性の参加者が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>請求した日から2日以内において必要と認められる期間</p>
3	<p>女性の参加者が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査</p>	<p>必要と認められる期間</p>

	に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	
4	参加者が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
5	妊娠中又は出産後1年以内の女性の参加者が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満23週までに4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回（ただし、医師又は助産師がこれと異なる指示をしたときは、いずれの期間についてもその指示するところによる。）、出産後1年以内である場合にあっては、医師又は助産師が保健指導又は健康診査を受けることを指示したときは、その指示するところにより、1日の正規の勤務時間の範囲内で、その都度必要と認める時間

別表第3（第15条関係）

	事由	期間	有給等の別
1	女性の参加者の産前産後の場合	出産予定日以前8週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）に当たる日から出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間（産後6週間を経過した女性の参加者が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認められた業務に就く期間を除く。）	出産予定日以前6週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）に当たる日から出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間（産後6週間を経過した女性の参加者が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認められた業務に就く期間を除く。）は有給とし、それ以外は無給とする。
2	中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する参加者が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして任命権者が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないこと	1の年において5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては10日）の範囲内の期間	1の年において3日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては6日）は有給とし、それ以外は無給とする



	が相当であると認められる場合		
3	参加者が、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母、子、配偶者の父母及び祖父母、参加者と同居している兄弟姉妹並びにこれらと同様の関係にあると認められるもので任命権者が定める者、職員と同居している職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員と同居している職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で任命権者が定める者で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）の介護その他	1の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては10日）の範囲内の期間	1の年において3日（要介護者が2人以上の場合にあっては6日）は有給とし、それ以外は無給とする

の任命権者が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合		
--	--	--

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。